

佐渡市地域自立支援協議会の現状と課題

佐渡市地域自立支援協議会 本会

総合企画部会

知的・身体障がい
部会

就労支援部会

精神障がい
部会

権利擁護部会

ひきこもり
支援部会

療育支援部会

相談支援部会

運営していく中で、以下のような課題が挙げられています。

地域課題によって専門部会の構成員の関心度に差が出てしまっている。

部会によって構成員が多く、招集に時間が掛かりタイムリーな協議ができない。

各部会に共通・横断するような課題があっても、連携・連動した課題検討が難しい。

→例：災害時対策、親なき後など

個別事例から地域課題への分析、抽出が十分に行えていない。

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた (自立支援)協議会の機能と構成(令和6年4月施行)

改正

① 協議会を通じた「地域づくり」(※)にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

※(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている

新設

② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。

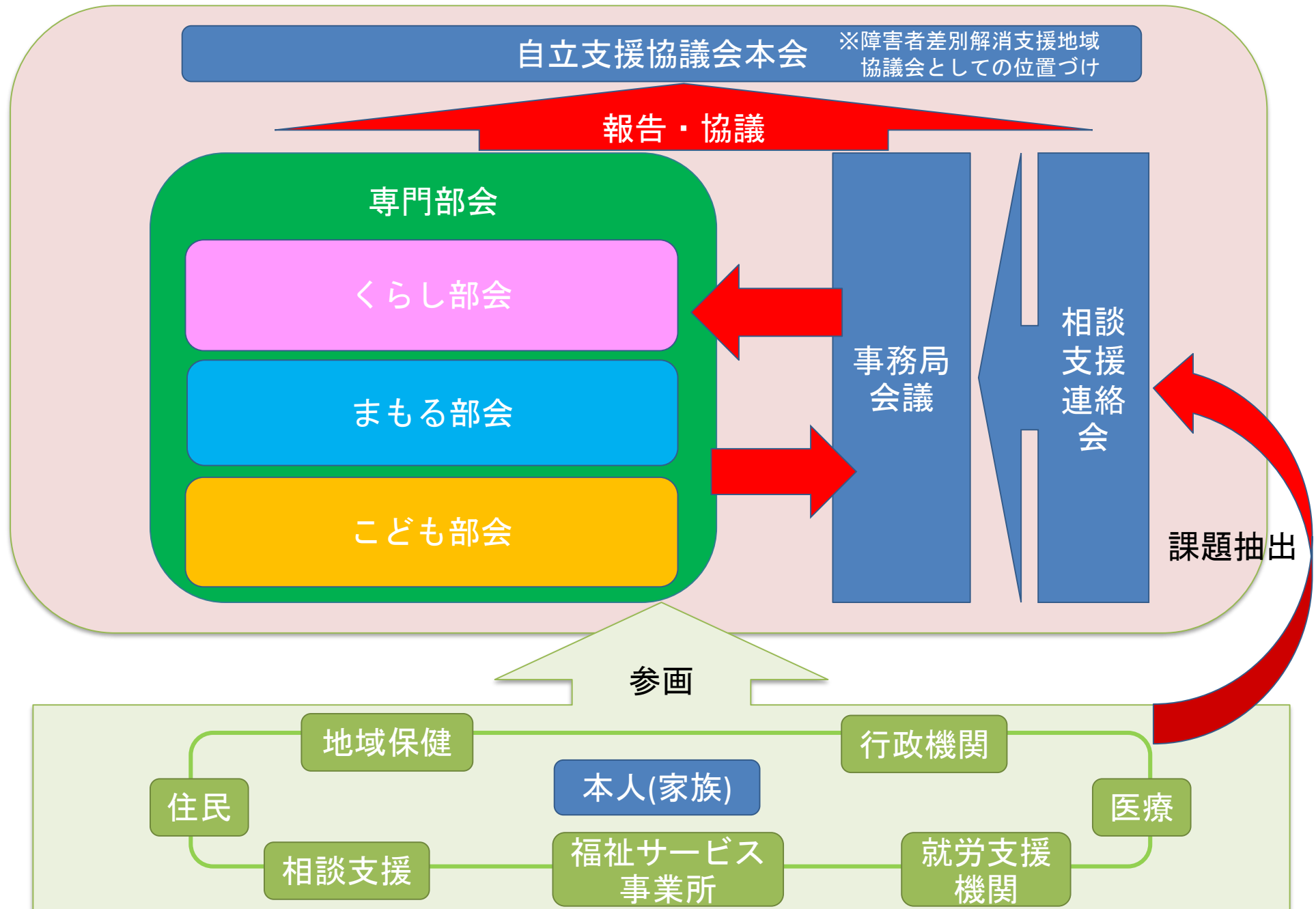
(第3項、第4項新設)

新設

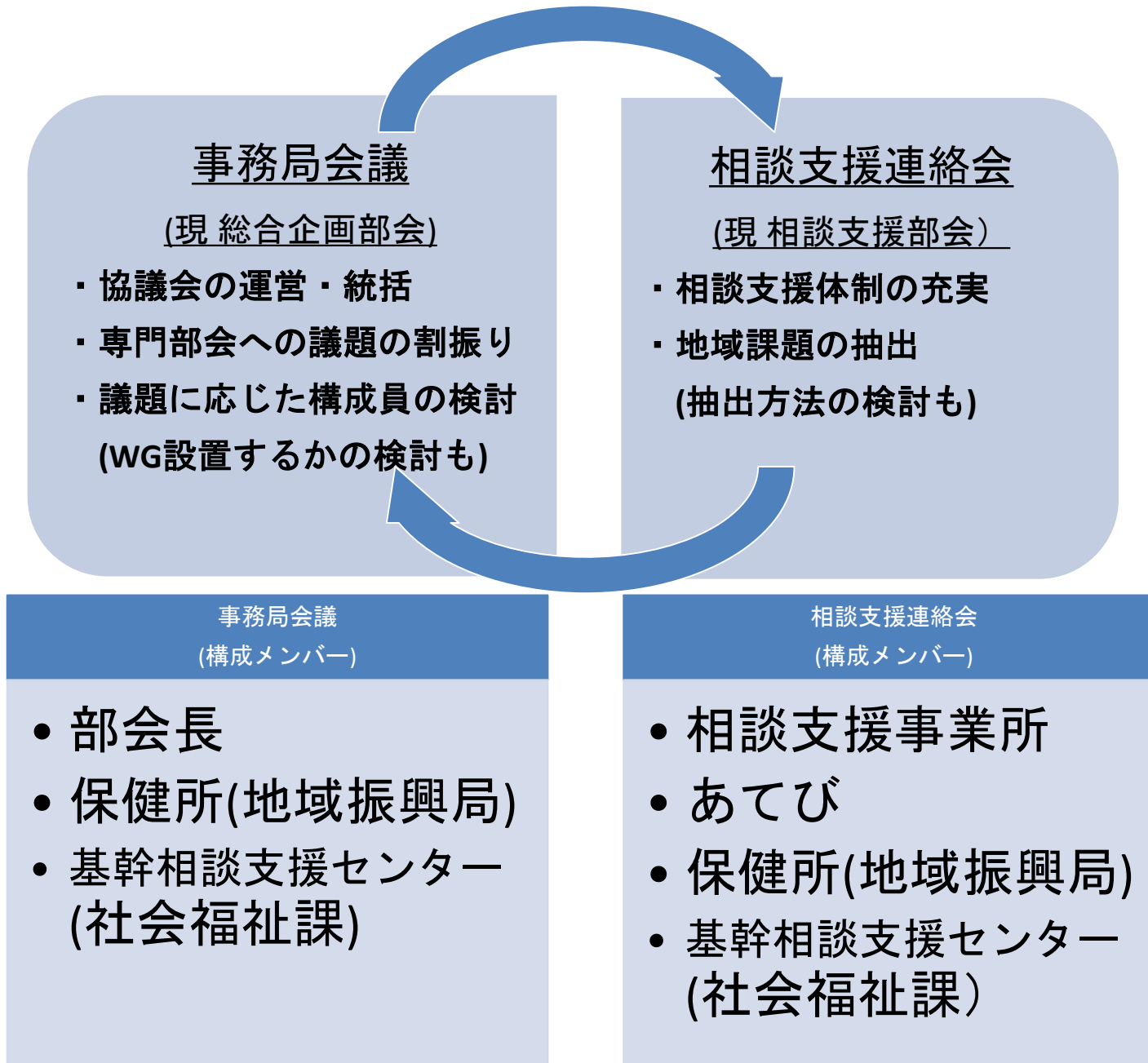
③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

上記を踏まえ、佐渡市でも協議会の活性化を図るため、新たな体制を考えています。

佐渡市地域自立支援協議会 全体図(案)



事務局会議・相談支援連絡会の役割(案)



想定される各部会での役割・協議事項(案)

くらし部会

障がい者と共に暮らしていくことについて

〈国がすすめる協議の場、成果目標〉
・にも包括
・ひきこもり(プラットフォーム)

〈アンケートや自立支援協議会で出た課題〉
・移動手段が少ない
・包括ケアシステム
・ひきこもり
・障がい者雇用

〈今までの部会〉
知的・身体障がい部会
就労支援部会、
精神障がい部会
ひきこもり支援部会

まもる部会

障がい者の権利や生活を守ることについて

〈国がすすめる協議の場、成果目標〉
・強度行動障害
・地域生活支援拠点

〈アンケートや自立支援協議会で出た課題〉
・親なき後問題
・災害避難

〈今までの部会〉
知的・身体障がい部会
精神障がい部会
権利擁護部会

こども部会

障がい児やその保護者について

〈国がすすめる協議の場、成果目標〉
・医療的ケア児支援
・障がい児の地域社会への参加・
包容(インクルージョン)

〈アンケートや自立支援協議会で出た課題〉
・医療的ケア児支援
・児童発達支援センター

〈今までの部会〉
療育支援部会

専門部会の体制(案)

専門部会

くらし部会

部会長：相談支援

事務：基幹C

WG

WG

まもる部会

部会長：相談支援

事務：基幹C

WG

WG

こども部会

部会長：相談支援

事務：基幹C・子若C

WG

WG

- ・ 議題に合わせてワーキンググループ(WG)を作る※多くなりすぎない
- ・ WGメンバーは少人数にする
- ・ 部会等でワーキンググループの情報共有を行う
- ・ 全体での協議が必要な場合は、部会長とWGで参集者を決定する

全体の流れ(案)

